

1 1月議会個人質問

財政問題について

崎本議員が、わが党を代表して政府が地方への予算削減をしようとする中で、「岡山市財政への交付税や補助金の削減の影響をどう考えるか」「大型事業は見直しをして、無駄な投資を減らさなければなりません。特にマンションを中心とする再開発事業を見直して市民の暮らしを優先しながら岡山氏財政の立て直しをはかるよう」批判的に質問をしました。これに対し当局は「平成14年度で再開発事業への税金投入は13億円」との答弁でありました。13億円あればどれだけの方々の困難をお助けできるか、どれだけの福祉事業ができるか、このうち単市4.5億円あれば医療費の負担で、酸素をはずさなければならない人がつぎつぎと生まれている状況の中で失われる命を救うことができます。この予算の考え方をどう思われますかご所見をお聞かせください。また、在宅酸素療法（身障3級の方への医療費助成）の方らへの医療費助成はいくらあればできるとお考えですか、お聞かせください。

児童クラブについて

次に児童クラブについてお尋ねします。全国には1万3775箇所の学童保育所があり1年間で950箇所もふえています。今日この時点にも誕生しているような勢いで、社会に認知された機関になっているのではないのでしょうか。国においては1997年の改正児童福祉法成立によって法律に明記されると同時に男女共同参画社会の中で学童保育は地域の中で子どもの育ちを保障する社会基盤として果たしている役割は甚大です。厚生労働省の調査によれば小学校低学年の子どもをもつ母親の5割が働いています。今年9月の定例会において、議員の質問に市長は児童クラブを市政の子育て支援に位置づけて積極的にとりくむ姿勢を示されています。その姿勢を大いに評価しながら次の課題へ向けての質問をさせていただきます。

1、 指導員の身分保障について

昨年に出された「放課後児童健全育成事業の充実に向けて」の中での指導員の位置付けの弱さが問題になっています。すなわち「子育てに意欲と情熱をもったボランティア精神のある人」ととどまっていることは残念です。1991年以降、国の補助対象となっていること、厚生労働省の補助金は「非常勤配置」として積算されているわけですから是非国の基準に合わせたい。運営主体の観点からみえますと全国的には、公営、公社、社共の運営が60.6%で、運営委員会の運営は11.9%にすぎません。本市では学童保育の社会的な必要性や重要性がこれだけクローズ、

アップされているにもかかわらず、社会保障もない、劣悪な賃金のままサービス労働として依拠し続けています。そこで質問します。

- ア、 指導員の人数をお知らせください。
- イ、 指導員の社会保険、雇用保険、労災保険の加算について考えをお示しください。
- ウ、 運営委員会方式を委託方式にしてはいかがでしょうか。
- エ、 指導員の身分保障についてご所見をおきかせください。

2、 大規模クラブへの支援について。

昨今の児童クラブへのニーズによって希望者は年々増加傾向にあります。希望者が80人、100人というクラブも年々増えています。子どもは「留守家庭」であることを背景につまらなければ家に帰って遊ばばいいという状況にありません。指導員との信頼関係、子ども同士のつながりをつくろうとするとき、80人、100人という子どもの渦の中で学童保育のありようを維持することはとうていむりです。1日の学校生活を終えて、帰る場として受け止め家庭に帰るまでにはしっかり遊んで明日の学校生活へのエネルギーを蓄えるその環境づくりが必要です。71人以上には指導員加算のための補助基準をあらたにもうけているところですが、来年は希望者が120名を越えるクラブも産れています。そこで質問をします。

- ア、 大規模クラブの状況を把握していますか。その様子をおきかせください。
- イ、 1つのクラブの限界は何人だとお考えでしょうか。
- ウ、 6月定例議会の市長の所信表明演説で、「今後制度の運営状況を注視しつつ、希望するすべての放課後児童の受け入れを目指してさらに充実させてまいりたいと考えております。」と述べられています。希望者をおことわりすることのないよう、希望者が100人を越える場合1学区に2クラブを提案します。ご所見をおきかせください。
- エ、 「岡山市放課後児童対策審査会」の機能はどのように果たしているでしょうかおきかせください。

3、 次に障害児受け入れについて質問をします。

代表質問、個人質問で何人かの方がされていますので、重複はさけてさせていただきます。「障害をもつ子どもの放課後を保障する会」の調査では運営主体が公営、社協、NPO法人、父母会にかかわらず児童クラブ的な活動をしている場合は409箇所、4771人の方が利用しています。その中で本市はやっと「さくら児童クラブ」を設置したことは喜ばしいことではあります。問題は多くあります。障害をもった子どもを生活の質の面から長いスパンで丸ごととらまえてとりくんでいただきたいことを要望します。新潟市が行っている障害児放課後支援事業では養護学校のプレイルーム等を会場に、市内の小中学生、あるいは養護学校高等部を対象に定員20名で行っています。そこでいくつか質問をします。

- ア、 さくら児童クラブは当初、学校からクラブまでの送迎は行うことになっていたが試行の段階でとりやめになりました。来年は是非実行して

いただきたいですがいかがでしょうか。

イ、 養護学校でのクラブ設置をとりこんでいただけるといふ答弁、喜んでおりますが、そのさい、就学から卒業までの受け入れをお願いしたいがいかがでしょうか。

ウ、 父親は不景気のおおりで失業したので、母親は仕事をやめるわけにいかず子どもを学童にお願いをして再就職をと考えていたのだが、指導員の加配ができないとことわられていた方が補助金加算で今年は受け入れてくださった、しかし、週に2日のみという条件、35万5000円だと週に2日の人件費なのだという理由だそうです。つまり、障害児加算は週2日受け入れることのできる補助金ということができるのではないのでしょうか。先日の議員の答弁で市長は「県からの補助金がないので」ということでしたが再度質問させていただきます。子どもは1日たりともまってくれません。県に強く要望をしていただくと同時に市独自に予算の増額を前向きに検討していただくようお願いいたしますがいかがでしょうか。

障害者制度 支援費制度導入後の動きについてー

障害児・者福祉制度の大転換といわれた支援費制度が導入されて半年が経過しました。今までの国が決定していた福祉サービスを自らがサービスを選ぶことができ、事業者と対等な立場にたつことによって、利用者本意のサービスを選択できる。といわれ「措置制度」より一歩すすんだ面もある制度ではないかと関係者には大きな期待がありました。

障害者団体がアンケートをとったところ、良くなった点として 居宅サービス（ホーム・ヘルプサービス）事業者が増えたことによりこれまでよりは選択の幅が広がった。 移動介護サービスで外出しやすくなり、社会参加の機会を増やせるようになった。 介護保険利用者も併用できる。 グループ・ホームでのホーム・ヘルプサービスが利用できるようになり地域で独立・自立した生活の可能性が増大した等を上げる一方で、問題点として 制度にかかわる情報が届かず知られていない。 夜間・休日に対応するホーム・ヘルプ事業所がすくない。 移動介護に利用条件があるために社会参加・自立の妨げになってくる。

ケアマネージメントが利用者の生活実態とかけ離れている。など多くの項目を上げています。そこで質問します。支援費制度国庫補助財源不足について、

1、今年度の国の補助金不足が問題になっています。厚生労働省は278億円の補助金の予算を計上していましたが52億円の不足が見込まれることが大きく報道されておりました。残念ながら来年度の概算要求は今年度実績見込みにも満たない327億円になっています。障害をもった人が一人で住むことができる実状にみあったサービスの充実という本来の趣旨には遠く及ばない状況が露呈してきました。予算の増額を求めて国に強く要望をしていただきたいのですがいかがでしょうか。

2、来年度の予算についてせめて、今年度並みかそれ以上にしていきたい、国からの不足分については独自予算をくんでいただきたいがいかがでしょうか。

4、生活支援の予算の枠組みについて、

ア、ホーム・ヘルプサービス、ガイドヘルプサービス、デイサービス、短期入所サービス、それぞれの申請者、支給決定者の数をお示してください。

イ、その結果その実態をどうみるのかご所見をおきかせください。

ウ、来年度の予算額をそれぞれどうされるのかお聞かせください。

5、先日、ある方から相談がありました。自閉症の子どもさんを夫婦で食堂を営みながら育てておられる方です。近くの養護学校に通っています。昨年までは福祉センターのショートステイを学童保育的に毎日使って、放課後を過ごしてきた。ところが支援費では、デイ2回、ショート2回しか使えなかった。なんども福祉事務所に足をはこんで点数を増やしてもらえないかたのんだが「一度認定したものは変更はむづかしい」と聞き入れてもらえない。そして夏休みは例年通り福祉センターのショートステイを申し込みましたが希望者殺到のため3回しか使えなかった。仕事をやめるわけにいかず仕方がないので、部屋に鍵をかけて毎日3時間一人で留守番をさせなければいけない、なんともいたましい、子どもの人権を守ることでできない事実があります。学童保育もなく支援費も使えないという福祉の貧弱さをもろに露呈しているではありませんか。この他にも例年よりサービスがきびしくなったという声をいくつか聞いています。このような方をどうお救いするのかご所見をお願いします。

次に、居宅支援の充実に向けての項目で質問させていただきます。

1、これまでの申請者は本年度8月の時点で、身体・知的障害児・者あわせて1313人、みなし決定者をあわせても2233人です。65才以上の方を除いても約9%です。特に、身体障害者の申請率が低いのです。

ア、なぜ、申請率が低いとお考えでしょうか。

イ、支援費制度の周知徹底はどのようにされていますか。

ウ、申請率の低さに申請の困難さがあげられると思います。障害者・家族が安心して、申請・変更・契約できるシステムを作っていただきたいがいかがでしょうか。

2、厚生労働省はケア・プランの変更は認めない方針を出す予定だと聞きました。それならなおさら障害を持つ人が地域で生活をおくる上で実際に必要な福祉サービスを受けることができなければなりません。生活実態にあった計画を作成する必要があります。「あっせん、調整」の役割が必要で

ア、相談支援事業はどのようになっていますか、具体的にお答えください。

イ、障害者にかかわる専門の知識・技能を要するケアマネージャーを独自

に配置することができるよう国にはたらきかけてください。

次に成年後見人制度についてお伺いします。成年後見人制度というのは財産管理や日常生活を法的に保護するために、契約や遺産分割などの法律行為に際して、痴呆の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力が不十分な方を保護し支援するためにつくられた制度です。しかし、その制度の理解・利用はまだ十分なものとはいえません。そして、利用する場合、数万円という単位で費用がかかります。福祉サービスが「措置から契約へ」移行されたもとで、障害をもった方の生活を支援し、権利を守る、このような制度がますます重要になってくるものと考えます。制度への理解をすすめること、費用負担のできない人をどう援助するか、後見人などの養成、地域でのネットワークづくりなど、講じなければならない課題はたくさんあります。そこで質問します。

- 1、 活用の周知徹底はどのようにしていますか。
- 2、 国が行っている、「介護予防・地域ささえあい事業」の中に、成年後見制度の普及・啓発事業と手続きに必要な経費への補助制度があります。現在、高梁市が普及・啓発活動で利用しています。本市でもこの制度を利用し、成年後見人制度の具体的な対策が必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。